

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

## 奈良県人事委員会規則第十二号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 給与の減額を行なう場合における条例第二十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる一日当たりの勤務時間は、勤務時間条例第三条各項の規定により定められた当該職員の勤務時間を五で除して得た時間とする。

第七条の二中「前条第一項から第四項まで」を「前条第一項から第五項まで」に改め、「前条第二項」の下に「及び第四項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第七条の三中「第七条第一項から第四項まで」を「第七条第一項から第五項まで」に改め、「第七条第二項」の下に「及び第四項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十二条中「月額に」を「月額並びに一日当たりの勤務時間に」に、「第七条第一項から第三項まで」を「第七条第一項から第四項まで」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。